

平成30年6月4日

各 位

会 社 名 五洋インテックス株式会社 代表者名 代表取締役社長 大脇 功嗣 (JASDAQ・コード 7519)

問合せ先

役職・氏名 取締役管理部長 小林 光博

電 話 0568-76-1050

株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしました。あわせて、平成30年6月28日開催予定の第41期定時株主総会(以下「本総会」といいます。)に、株式併合(以下「本株式併合」といいます。)および定款一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しており、平成30年10月1日をそのための移行期限とすることが定められました。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を変更 (1,000 株から 100 株に変更) することとし、あわせて、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格水準を維持することを目的として、株式の併合 (10 株を 1 株に統合) を行うものであります。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合割合

平成30年10月1日をもって、同年9月30日 (実質上9月28日) の最終の当社株主名簿 に記載された株主様ご所有の株式について、10株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数 20,203,174株(平成30年3月31日現在)

併合により減少する株式数 18,182,857株

併合後の発行済株式総数 2,020,317株

(注)併合により減少する株式数および併合後の発行済株式総数は、併合前の発行済株式 総数および本株式併合の併合割合から算出した理論値です。

④株式併合の影響

本株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株あたり純資産額は10倍となり、株式市場の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動は生じません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法の定めに基づいて一括して処分し、端数の生じた株主様に対して、それぞれの端数に相当する株式の処分代金をお支払いいたします。

(4) 併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)	
総株主数	1,239名(100.00%)	20, 203, 174 株(100. 00%)	
10 株以上	1,208 名(97.50%)	20, 203, 127 株(100. 00%)	
10 株未満	31名(2.50%)	47 株(0.00%)	

(注) 10 株未満の株式を所有されている株主様 31 名 (所有株式の合計は 47 株) は、本株式併合の結果、株主たる地位を失うこととなります。なお、本株式併合の効力発生前に、単元未満株式買取請求の制度をご利用いただくことも可能ですので、お取引されている証券会社または当社の株主名簿管理人(三菱UF J 信託銀行株式会社)までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

3,000,000 株 (併合前 30,000,000 株)

(6) 併合の条件

本総会において、本株式併合に係る議案および下記「3. 定款一部変更の件」に関する議案 が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2)変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3)変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

(4)変更の条件

本総会において、上記「1.株式併合」に関する議案および下記「3.定款一部変更」に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

- (1) 定款変更の目的
 - ①上記「1.株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第5条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更することに伴い、現行定款第7条を変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成30年10月1日をもって効力が生じる旨の附則を設け、同日をもって当該附則を削除するものであります。
 - ②適切な人材の招へいを容易にし、期待される役割を充分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に取締役の責任限定契約の規定を新設するものであります。なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
 - ③監査役として有用な人材の登用を可能にし、期待される役割を充分に発揮できるようにするため、監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするための規定を 新設するものであります。
 - ④会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を充分に発揮できるよう、その責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

	(下線は変更部分を示します。)		
現行定款	変 更 案		
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)		
第5条 当会社の発行可能株式総数は、	第5条 当会社の発行可能株式総数は、		
<u>30,000,000</u> 株とする。	<u>3,000,000</u> 株とする。		
(単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株 とする。	(単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は、 <u>100</u> 株 とする。		
(新設)	(取締役との責任限定契約) 第 26 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の 規定により、取締役(業務執行取締役 等であるものを除く。)との間で同法 第 423 条第 1 項に定める責任を限定 する契約を締結することができる。但 し、当該契約に基づく賠償責任の限度 額は法令が規定する額とする。		
第 <u>26</u> 条~第 <u>34</u> 条(条文省略)	第 <u>27 条</u> ~第 <u>35 条</u> (現行どおり)		
(新設)	(監査役との責任限定契約) 第 36 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の 規定により、監査役との間で同法第 423 条第 1 項に定める責任を限定する		

契約を締結することができる。但し、 当該契約に基づく賠償責任の限度額 は法令が規定する額とする。

第 35 条~第 38 条(条文省略)

第37条~第40条(現行どおり)

(新設)

(会計監査人との責任限定契約)

第41条 当会社は、会社法第427条第1項の 規定により、会計監査人との間に、損 害賠償責任を限定する契約を締結す ることができる。但し、当該契約に基 づく賠償責任の限度額は法令が規定 する額とする。

第 39 条~第 42 条 (条文省略)

第42条~第45条 (現行どおり)

(附則)

(新設)

第1条第5条及び第7条の変更は、平成 30年10月1日をもって、その効力を生

じるものとする。

(新設)

第2条 前条及び本条は、前条の効力発生後、 平成30年10月1日をもって削除する ものとする。

(3)変更の条件

本総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および本定款の一部変更に関する議案 がいずれも承認可決されることを条件といたします。

4. 株式併合、単元株式数の変更および定款一部変更の日程

取締役会決議日 平成 30 年 6月 4日 定時株主総会決議日 平成 30 年 6月 28 日 (予定) 定款一部変更 (第5条および第7条を除く)の効力発生日 平成 30 年 6月 28 日 (予定) 株式併合の基準日 平成 30 年 9月 30 日 (予定) 株式併合の効力発生日 平成 30 年 10 月 1日 (予定) 単元株式数の変更の効力発生日 平成 30 年 10 月 1日 (予定) で款一部変更 (第5条および第7条)の効力発生日 平成 30 年 10 月 1日 (予定) 平成 30 年 10 月 1日 (予定) 平成 30 年 10 月 1日 (予定) 平成 30 年 10 月 1日 (予定)

(ご参考)

上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は、平成30年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続きの関係上、東京証券取引所において売買単位が1,000株から100株に変更されるのは、平成30年9月26日になります。

以 上

【参考資料】株式併合と単位株式数の変更に関する Q&A

Q1. 株式併合とはどのようなことですか?

A1. 株式併合は、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今般、 当社では、10 株を1 株に併合することを予定しております。

Q2. 単元株式数とは何ですか?

A2. 会社法第 188 条では、株主総会において行使することができる議決権 1 個に対応する 株式の数をある一定の数とすることを会社が定款で定めることを認めており、その場 合の「一定の数」のことを単位株式数といいます(この場合「一単元一議決権」とな ります。)この単元株式数は、証券取引所での株式の売買単位にもなっているもので す。

現在の当社の単元株式数は 1,000 株ですが、今般、単元株式数を 1,000 株から 100 株に することを予定しております。

Q3. 単元株式数の変更と株式併合を行う目的は何ですか?

A3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内 上場株式の普通株式の売買単位を平成30年10月1日までに100株に統一することを 推進しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、こに趣旨を尊重 し、売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、証 券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(1売買単位につき5万円以上50万円 未満)を勘案し、株式併合(10株を1株に併合)を行うものです。併合実施後の100株 は併合実施前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍と なりますが、単元株式数は10分の1(1,000から100株に変更)となりますので、実 質的には現在の投資単位に変動は生じません。

Q4. 株式併合によって資産価値に影響を与えないのですか?

A4. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本は変わりませんので、株式市 況変動等の他の要因を除けば、株式併合によって株主様がご所有の当社株式の資産価 値が変わるものではありません。なお、株式併合後は、株主様がご所有の当社株式数 は併合前の10分の1となりますが、1株当たりの準資産額は10倍となります。 また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前も10倍となります。

Q5. 株主の所有株式数や議決権数はどのようになるのですか?

A5. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成30年9月30日の最終の当社株主名簿に記載また記録された株式数について10株を1株に併合した株式数(1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。)となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数100株につき1個となり、1単元(100株)に満たない株式(単元未満株式といいます)については会社法189条1項の規定により議決権を行使することができなくなります。

具体的には、今回の株式併合および単元株式数の変更の効力発生(平成30年10月1日予定)により、株主様の所有株式数や議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数
例①	3,000 株	3 個	300 株	3個	なし
例②	1,333 株	1個	133 株	1個	0.3 株
例③	800 株	0個	80 株	0個	なし
例④	4 株	0 個	0 株	0 個	0.4 株

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合(上記の例②、④のような場合)は、会社法第 235 条の規定にしたがって、すべての端数を当社が一括して処分し、その処分代金を各株主様が所有される端数の割合に応じてお支払いいたします。この処分代金につきましては、平成 30 年 12 月上旬頃に各株主様へお送りすることを予定しています。また、効力発生前の所有株式が 10 株未満の例④の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数となるため、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q6. 株式併合後でも単元未満株式の買取りをしてもらえますか?

A6. 株式併合後においても、単元未満株式を所有されている株主様は会社法第 192 条以下に定める単元未満株式買取請求の制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、各株主様がお取引をされている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人に直接お問い合わせください。なお当社は買増制度を採用しておりません。

Q7. 株式併合に伴い必要な手続きはありますか?

A7. 株主様において必要となるお手続は特にございません。

【お問合せ先】

株主名簿管理人 連絡先 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-232-711 (通話料無料)

受付時間9:00~17:00(土日祝日を除く)